

諮問番号：諮問第 18 号

答申番号：答申第 18 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当ではなく、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項の規定により、本件審査請求は却下すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。それまで児童手当を受給していた審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）が平成 25 年 12 月に国外に転出したことに伴い、平成 26 年 1 月から平成 28 年 10 月まで児童手当が支給されないこととなった。審査請求人及び審査請求人と配偶者の間の子は転出していないため、審査請求人には、児童手当を受給する権利がある。また、配偶者の転出に伴って審査請求人が新たに認定の請求を行っていないのは、処分庁から案内がなかったためである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、申請日の属する月の翌月から児童手当を支給するとした本件処分に、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

児童手当は、法第 4 条第 1 項第 1 号により、支給要件に該当する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。そして、法第 7 条第 1 項は、児童手当の支給を受けようとするときは、

市町村長の認定を受けなければならないとし、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定は、認定の請求は、請求書を市町村長に提出することによって行われなければならないとしている。すなわち、児童手当受給のためには、児童の父母であってもその他の要件に係る確認が必要となることから、受給資格者が変更となる場合、新たな受給資格者による認定の請求が必要となる。

本件において、審査請求人は平成 28 年 10 月 25 日に処分庁に対し児童手当の認定の請求を行い、これを受けて、処分庁は審査請求人に対し、平成 28 年 11 月 8 日付けで、児童手当の受給資格を認定し、児童手当の支払開始年月を同月からとする本件処分を行ったことが認められる。法第 8 条第 2 項において、児童手当の支給は、認定の請求された日の属する月の翌月から始めるとされており、平成 28 年 10 月の認定の請求に対し、翌 11 月から支給を決定した本件処分は、法令にのっとりした決定となっている。

審査請求人は、配偶者転出後の平成 26 年 1 月から平成 28 年 10 月までの児童手当が支給されなかったことを不服としているが、法令の規定を踏まえると、平成 25 年 12 月に配偶者への児童手当支給事由が消滅した後、審査請求人が新たに認定の請求を行ったのは平成 28 年 10 月 25 日付けであるので、支給開始月を同月以前とすることはできない。

児童手当の額についても、法令の規定により適正に算定されている。

これらのことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、処分庁から新たに認定の請求が必要になることの案内がなかったため、認定の請求ができなかった旨主張をしているところ、処分庁は、転出者にはチラシを手交して児童手当の手続が必要になることを案内している旨主張している。配偶者の転出届提出時に、処分庁からどのような案内がなされたかは不明ではあるが、内閣府が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する技術的助言として出している「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）別添児童手当市町村事務処理ガイドラインを踏まえて、処分庁に対し認定の請求の案内を行う努力は求めることはできるとしても、法律上の義務があるとまでは認められず、案内の有無及び程度が、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を与えるということとはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 4 月 14 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 6 月 6 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

1 審査請求の利益について

審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、本件処分を取り消した場合には、審査請求人は児童手当を支給されないこととなり、本件処分により審査請求人が被っている不利益を解消することにはならないから、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しないというべきである。

また、審査請求人が、その配偶者の国外転出に伴って児童手当が支給されないこととなった旨主張していることからすると、審査請求人の不服の本体は、処分庁が配偶者に対して児童手当支給事由消滅処分（以下「本件支給事由消滅処分」という。）を行ったため、平成 26 年 1 月から平成 28 年 10 月までの間、児童手当が支給されなかった点にあり、審査請求人は、本件処分ではなく、本件支給事由消滅処分に不服がある旨主張していると解される。

しかし、本件処分と本件支給事由消滅処分とはそれぞれ別個の処分であるから、仮に本件処分が取り消されたとしても、当該取消しは本件支給事由消滅処分の効力を左右するものではない。したがって、この点からみても審査請求人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しないというべきである。

2 審査請求期間の徒過

また、仮に、審査請求人が本件処分ではなく、本件支給事由消滅処分の取消しを求める法律上の利益を有するとしても、次の点が問題となる。

行政不服審査法第 18 条第 2 項は、「処分についての審査請求は、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定している。

一般に、行政処分は、それを処分の相手方が現実に了知し、または了知し得る状態

に置かれたことにより効力を生じる。本件支給事由消滅処分に係る通知書（以下「通知書」という。）は、平成 25 年 12 月 26 日付けで配偶者を名宛人として、配偶者の国外転出前の住所（審査請求人が当時居住していた住所）に送付されたことが認められる。それが処分庁に返送された事実は認められないから、通知書は、審査請求人の住居に到達したものと推定するのが相当である。そうすると、特段の事情がない限り、審査請求人らが当該住所において通知書を受領した日が、「処分があった日」とであるということになる。

審査請求人が本件審査請求を行ったのは平成 28 年 11 月 16 日であるから、同条項にいう処分があった日から「1 年」の期間を徒過していることは明白である。したがって、審査請求人の審査請求の趣旨を善解したとしても、本件審査請求は不適法であるというべきである。

なお、行政不服審査法第 18 条第 2 項ただし書は、「正当な理由があるときは、この限りでない」と規定していることから、審査請求人の事情が「正当な理由」に該当するか否かを以下検討する。

行政不服審査法第 18 条第 2 項に規定する「正当な理由」がある場合とは、審査請求をすることができない客観的事実がある場合をいい、処分の際に不服申立期間について教示がされず、又は誤った教示がなされ、当事者が他の方法でも申立期間を知ることができなかつたような場合を含むと解される。

審査請求人は、通知書を受け取っておらず、処分庁から必要な説明も受けなかつた旨主張しているところ、通知書は上記のとおり審査請求人の住居に到達したものと推定するのが相当であること、処分庁においては、一般に、転出者に対して新たに認定申請が必要である旨を案内していると認められること、また、審査請求人が、転居に際して平成 28 年 10 月 25 日に説明を受けるまで児童手当が支給されなくなっていたことに気付かなかつたことは、もっぱら審査請求人の主観的事実であること等の事実関係に照らすと、本件審査請求について、「正当な理由」があるということとはできない。なお、本件支給事由消滅処分については、これを無効ならしめる事由を認めることはできないから、それに対する審査請求が同条項本文に規定する審査請求期間の制限を受けないということとはできない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であり、仮に本件審査請求を上記のとおり善解しても、それが不適法であることにかわりないから、本件審査請求は却下するのが相当

である。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子